

監査公表第 642 号

平成 21 年度に京都市個別外部監査人光田周史が実施した地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく個別外部監査の結果を受けて講じた措置について、地方自治法第 252 条の 41 第 6 項において準用する同法第 252 条の 38 第 6 項の前段の規定により京都市長から通知がありましたので、同項後段の規定により、その内容を次のとおり公表します。

平成 22 年 9 月 2 日

京都市監査委員	富	喜久夫
同	安井	勉
同	不室	嘉和
同	出口	康雄

京都市長からの通知内容

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく個別外部監査の結果を受けて講じた措置について（通知）

平成 21 年 12 月 22 日付けで提出された平成 21 年度京都市個別外部監査報告書を受けて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）第 23 条第 1 項に規定する、京都市自動車運送事業経営健全化計画及び京都市高速鉄道事業経営健全化計画（以下、両計画を総称して「経営健全化計画」という。）を別添のとおり策定しましたので、地方自治法第 252 条の 41 第 6 項において準用する同法 252 条の 38 第 6 項の規定により通知します。

監査の結果等を参考にして実施した取組として、本年 3 月に、地下鉄の最終電車の全方向接続（シンデレラクロス）や河原町通を運行する市バスの増便・等間隔運行など、地下鉄・市バスの利便性向上に向けたダイヤの

改正を実施しました。また4月には、増客目標の実現に向けた取組を全庁挙げて推進していくため、京都市地下鉄5万人増客推進本部を設置しました。

今後とも、具体的な取組を進めるにあたっては、可能な限り監査の結果を参考にするとともに、財政健全化法第24条において準用する同法第6条第1項の規定により、毎年9月30日までに経営健全化計画の実施状況を議会へ報告し、かつ公表して参ります。